

船橋市有価物回収登録業者基準

(目的)

第1条 この基準は、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例（昭和47年船橋市規則第23号）第2条第2項の規則で定める有価物の回収を行う登録業者の基準について定めることを目的とする。

(登録要件)

第2条 有価物回収の回収業者として登録者は以下に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 有価物回収を業としてとり行い、船橋市有価物回収協同組合の組合員であること。
- 2 船橋市有価物回収協同組合が連帯保証人となり、さらに、20才以上の個人1名を連帯保証人として選任すること。

(登録)

第3条 有価物回収業者の登録を行おうとする者は、次の書類を添付して市長に届出し、市に登録しなければならない。

- 1 登録申請書
- 2 誓約書
- 3 連帯保証書（個人保証人の住民票添付）
- 4 登録者の住民票又は法人登記簿謄本
- 5 船橋市有価物回収協同組合員証の写し
- 6 自動車運転免許証写し
- 7 使用する車両の写真及び車検証並びに任意保険証券の写し

(登録業者の責務)

第4条 登録業者として登録された者は、次に掲げる責務を負うものとし、これらに違反したときは登録を取り消すものとする。

- 1 登録業者は信義を重んじ、商行為としての有価物回収に不正をはたらかないこと。
- 2 回収金はすみやかに清算すること。
- 3 価格に変動がある場合は、船橋市と事前に協議し、有価物回収協力団体に通知すること。
- 4 有価物回収の実施にあたって収集方法等に変更のある場合は、船橋市及び有価物回収協力団体に届けること。
- 5 有価物回収業務を他に委託しないこと。
- 6 有価物回収の各品目別の収集量及び単価を船橋市及び有価物回収協力団体に文書により、報告するとともに、それを証する証明書等を添付するものとする。
- 7 有価物回収作業にあつては 船橋市の職員及び有価物回収協力団体の役員等の指示に従うこと
- 8 船橋市有価物回収協同組合員証を常に携帯し、回収業務に当たること。
- 9 廃業、その他で船橋市有価物回収協同組合員でなくなったときは、速やかに、船橋市有価物回収業者登録を抹消すること。

(雑 則)

第5条 その他この基準に定めのない事項については 船橋市長の指示に従うものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は昭和53年4月1日から実施するものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は平成2年4月1日から実施するものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は平成21年4月1日から実施するものとする。

(施行期日)

この基準は令和3年4月1日から実施するものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は令和5年9月1日から実施するものとする。